

第96号議案

大田区大森南四丁目工場アパートの指定管理者の指定について

1 指定管理候補者及びその期間

名 称：野村不動産パートナーズ株式会社

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

期 間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年間）

2 対象施設

大田区大森南四丁目工場アパート 大田区大森南四丁目6番15号

3 選考経過

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 指定申請書等提出依頼 | 令和3年8月13日（金） |
| (2) 応募書類締切 | 令和3年9月13日（月） |
| (3) 書類審査結果通知日 | 令和3年10月1日（金） |
| (4) 面接審査 | 令和3年10月14日（木） |
| (5) 最終結果通知 | 令和3年10月26日（火） |

4 選定方法

特命指定方式

5 特命指定の理由

大田区大森南四丁目工場アパートについては、令和4年4月からの民営化運営実施に向けて令和3年1月から公募型プロポーザルによる運営事業者募集を行ったところ、不調となったため、令和4年の運営は緊急的な対応措置として、現在の指定管理者による管理を行うため。

6 選考基準

評価区分	審査項目	配点	応募事業者の得点
施設の管理・事業運営	管理運営方針、業務の具体的手法、提案事業等	55	49.5

運営主体の安定性	人員配置、運営実績、収支予算書、財務評価	45	36.75
面接審査	理解、提案力、地域貢献性、実現力、対応力	50	43.5
評価点		150	129.75

7 選考理由

- ・専門調査員（公認会計士）の調査結果は、指定管理者として施設を安全に運営できる良好な経営状況であるとの評価であった。
- ・書類審査及び面接審査を総合的に評価した結果、選定委員の合議により指定管理候補者として選定した。

8 指定管理期間を1年間とした理由

令和5年4月からの民営化運営実施に向けて、指定管理期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。